

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
3 [3]	仙台地裁平成30年7月9日・D1-Law28263326	人格権（氏名や出身地に関する虚偽の事実の摘示による侵害）、インターネット上の投稿、差止請求権の根拠	X（河北新報社元役員）が、Y会社において管理・運営するインターネット上の掲示板サービスに掲載された、Xの氏名及び出身地について虚偽の事実を記載した記事が、Xの人格権（人格的利益）を侵害すると主張して、Y会社に対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を請求するとともに、削除しないことについて不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（削除肯定）	「氏名は、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものとされている（最高裁昭和58年（オ）第1311号・同63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁参照）。また、人の出自・国籍は、一般に、その人の人格形成に深く結びつくものとして理解されており、人は、自らの出自・国籍に強い愛着を抱いているのが通常である。以上を踏まえると、人は、氏名及び出自・国籍を第三者に正しく認識してもらう法的な利益すなわち人格的利益を有しているというべきであり、そして、特定電気通信により氏名及び出自・国籍について虚偽の事実が流通すると、それによって上記人格的利益が著しく侵害されるといえるから、特定電気通信により氏名及び出自・国籍について虚偽の事実を摘示された者は、特定電気通信役務提供者に対し、上記人格的利益が侵害されたことを理由に、人格権に基づき、当該虚偽の事実の削除を求めることができると解するのが相当である。 したがって、Xは、特定電気通信役務提供者であるYに対し、人格権に基づき、Xの氏名及び出自・国籍について虚偽の事実を摘示した本件投稿記事の削除を求めることができる。」	
9 [9] [2]	東京高裁平成29年11月22日判決・判タ1453号103頁・判時2384号30頁・	名誉毀損、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	X（東証一部上場純粋持株会社で、傘下には、スーパー事業を営む完全子会社等がある。）が、Y会社において発行している週刊誌の記事及び同週刊誌に関する新聞広告、中吊り広告及びウェブサイトの広告により、Xの名誉が毀損されたとして、Yに対し、損害賠償請求をするとともに、民法723条に基づく名誉回復措置として記事及び広告の削除を請求した事案。	控訴棄却（削除認容）	「ウェブサイト広告については、現在でも、別紙4の1記載のウェブサイトを開覧することによって、別紙4の2記載のウェブサイト広告（目次及び中吊り広告）を見ることができる状況が続いている。ウェブサイト広告には、Xが猛毒を現実含有する中国産米を原料とする米加工品を現実販売したと誤解される記載がされていることに照らすと、Xの名誉回復のため、Yに対しウェブサイト広告のうち、「中国猛毒米」という表現中の「猛毒」の二文字の削除を命ずる必要があると認められる。他方、「猛毒メタミドホス汚染米」という表現中の「猛毒」の二文字の削除を含め、ウェブサイト広告のうちその余の部分の削除を命じる必要性がないことは、前記説示から明らかである。」	
29 [10] [2]	東京地裁平成29年11月27日判決・D1-Law28260800	名誉毀損、名誉感情、ブログサービスの投稿記事、差止請求権の基準	Xが、Y（後記女優Bの長男）においてそのブログ上に投稿したXを誹謗中傷する記事が、Xの名誉を毀損し、名誉感情を侵害すると主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求するとともに、民法723条に基づき、当該投稿記事の削除を請求した事案。 なお、Xは、元インドネシア共和国大統領夫人で、現在は日本を拠点としてタレント活動を行っている者であり、争われた記事の内容は、著名な女優Bの葬儀におけるXの発言が問題とされたもの。	請求一部認容（削除肯定）	「上記(1)及び(2)のとおり、本件ブログ記事の投稿によりXの社会的評価は低下したと認められ、本件ブログ記事はインターネット上で誰でも閲覧できるものであり、本件ブログ記事が削除されたことをうかがわせる証拠はないことからすると、Xの名誉毀損状態が継続していると認められ、これを止める必要性は肯定できる。したがって、本件ブログ記事の削除を求めるXの請求は、本件ブログ記事のうち、Yの社会的評価の低下が認められない本件ブログ記事6、違法性阻却が認められた本件ブログ記事2（ただし、「この男は真っ赤な嘘をついています。」との部分に限る。）及び同3を除いた部分について認められる。」	
10 [9] [2]	東京地裁令和2年7月30日判決・D1-Law29060697	名誉毀損、ブログサービス上の投稿記事、差止請求権の基準	X（不動産業を営む株式会社）が、Y会社（ニフティ）の提供するブログ開設サービスを利用して投稿された記事がXの名誉を毀損する内容であると主張して、Yに対し、人格権に基づき、当該投稿記事の削除を求めると共に、発信者情報開示を請求した事案。	請求認容（削除肯定）	「以上によれば、本件記述1を含む本件記事は、Xに対する名誉毀損を構成することは明らかであるから、発信者情報の開示請求における法4条1項1号の権利侵害の明白性の要件を充足する。 また、過去に一度Y会社による任意の削除措置が講じられたにもかかわらず、分量・内容の両面において記事の主要部分を占める本件記述1を含む本件記事が再度掲載されたことにより名誉毀損の被害を受け続けているXは、本件ブログの管理を含む本件サービスを利用者に提供し、利用規約等に違反する投稿記事の削除権限を有するY会社に対し、名誉権に基づいて本件記事全体の削除を請求することができ、Y会社は、当該削除請求に応じる条理上の義務を負うというべきである。」	
11 [9] [2]	東京高裁令和2年1月28日決定・D1-Law28282466	名誉毀損、検索結果、差止請求権の基準、明らか	Xが、Y（グーグル）において提供、管理するインターネット上のウェブサイトにおいて、Xの氏名等を検索キーワードとして検索すると、Xの人格権（名誉権）を侵害する検索結果が表示されるなどと主張して、Yに対し、人格権に基づき、当該検索結果の削除の仮処分を求めた事案。	抗告棄却（削除否定）	「検索結果の提供が検索事業者自身による表現行為という側面を有することや、検索事業者による検索結果の提供が現代社会において果たす情報流通基盤としての役割の重要性に鑑みれば、検索結果の削除を命ずることが許されるのは、検索結果による摘示事実が人の社会的評価を低下させるものであることを前提として、検索結果による事実摘示が専ら公益を図る目的のものでないことが明らかであるか、又は、摘示事実が真実でないことが明らかであると認められる場合であると解するのが相当である。」	（第1審）さいたま地方裁判所令和2年1月28日判決・D1-Law28282465

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
12 [9] [2]	東京高裁平成29年10月30日決定・D1-Law28261411	名誉毀損，プライバシー，検索結果，差止請求権の基準，明らか	Xが，Y（ヤフー）において管理運営するインターネット上のサイト上に，「準暴力団●●氏」等の検索結果が掲載されていることがXの名誉毀損又はプライバシー侵害であると主張して，人格権としての名誉権又はプライバシー権に基づく差止請求権を被保全権利として，検索結果削除の仮処分を求めた事案。	抗告棄却（削除肯定）	「本件サイトの検索結果に示された記事の中にある者の名誉を毀損する事実がある場合において，同検索結果の提供が違法と判断される場合には，その者はYに対し，人格権としての名誉権に基づいて上記検索結果の抹消を請求することができると解するのが相当である。そして，この違法性の判断は，プライバシー権と名誉権とでは，それぞれ被侵害利益が異なり，これに応じてその侵害行為の性質も異なることからすれば，その検索結果の提供が公共の利害に関する事実に係り，その目的が専ら公益を図るものであるか否か，或いは摘示された事実が真実であるか否かという観点から検討されるべきものである（最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁（以下「昭和41年最判」という。）参照）。なお，検索結果削除請求は人格権に基づく差止請求権を根拠とするものであるところ，かかる差止請求権が認められるために行為者側の故意過失を必要とするものではないから，いわゆる相当性の抗弁（摘示にかかる事実が真実であると信ずるに足る相当の理由の存在）は検索結果請求の可否を検討する際には問題とならないと解される。 もっとも，検索結果の削除請求を認めることは表現の自由に対する抑制である上，Yのような検索事業者の場合，インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を収集，整理し，これを提供する立場にあるだけであって，その提供行為に表現行為としての側面があるとしても，情報の内容には関知していないのが通常であり，摘示された事実の真実性や相当性に関する立証を行うのは困難な状況にあるということができるから，昭和41年最判が示した基準をそのまま当てはめると，検索事業者による検索結果の提供行為（表現の自由）を大きく制約し，その社会的役割の重要性を損なうおそれがあるといわざるを得ない。 そうすると，検索事業者がある者の名誉を毀損する事実を含む検索結果を提供する行為が違法となるのは，違法性阻却事由が存在しないことが明らかな場合，すなわち，検索結果に摘示された事実が公共の利害に関する事実でないこと若しくは検索結果に係る投稿が専ら公益を図る目的のものでないことが明らかであるか，又は検索結果に摘示された事実が真実でないことが明らかである場合に限られると解するのが相当である。」	
13 [9] [2]	東京高裁令和2年1月20日決定・D1-Law28282463	名誉毀損，検索結果，差止請求権の基準，明らか	Xが，Y法人の提供する検索サービスにおいて，Xの氏名により行った検索結果として表示される「詐欺」等の文言を含む投稿記事が，Xの人格権（名誉権）を侵害すると主張して，人格権に基づく妨害排除請求権を被保全権利として，当該投稿記事の削除の仮処分を求めた事案。	抗告棄却（削除否定）	「ウェブサイト検索サービスを提供する検索事業者が，ある者に関する条件による検索の求めに応じ，その者の名誉を侵害する記事等が掲載されたウェブサイトのURLや表題（タイトル），抜粋（スニペット）を検索結果の一部として提供する行為が違法となり，当該検索事業者に対して当該URL等の情報を検索結果から仮に削除する旨の仮処分命令が発令されるためには，検索結果の提供が検索事業者自身による表現行為という側面を有すること，ウェブサイト検索サービスが現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていること，保全処分の手続において，検索結果に示されるURLに係るウェブサイトの作成者が検索結果の削除を求める者に対して反論をすることができず，当該検索事業者が当該作成者に調査を行った上で反論をすることも困難であること，一方，抗告人は，ウェブサイトの管理者に対して発信者情報の開示を求め，その作成者に対してウェブサイトの記事の削除を求めることもできること，本件が検索結果の削除を保全処分という簡易な手続によって求めるものであることなどからすると，検索結果として示される表題（タイトル），抜粋（スニペット）及びURLに係るウェブサイトの内容として摘示される事実が，公共の利害に関するものでないこと，専ら公益を図る目的に出たものではないこと，その重要な部分が真実ではないことはいずれかが認められることが明らかなことについての疎明が必要になるものと解するのが相当である。」	（第1審） 千葉地方裁判所令和元年9月26日決定・D1-Law28282461

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
14 [9] [2]	東京高裁平成30年8月23日判決・D1-Law2826355 63939	名誉毀損、検索結果、差止請求権の基準、明らか	Xが、Y（グーグル）が管理運営する検索サービスにおいて、●●●で検索すると、その検索結果として、Xらが詐欺商材を販売し、詐欺行為をしているとの事実が摘示されることが、Xに対する名誉毀損であると主張して、Yに対し、人格権に基づき、当該検索結果の削除を請求した事案。	控訴棄却（削除否定）	「検索事業者による検索結果の提供は、検索事業者自身による表現行為という側面を有するとともに、検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会において、インターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしているところ、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、検索事業者による表現行為の制約であるとともに、検索結果の提供を通じて果たされている上記の役割に対する制約でもあり、また、検索結果の提供の差止めは、事前抑制であることの性質上、予測に基づくものとならざるを得ないこと等から、損害賠償（民法710条）又は名誉回復のための処分（民法723条）等の事後救済の場合よりも広汎にわたり易く、濫用のおそれがある上、実際の抑制的效果が事後救済の場合により大きいと考えられるのであって、検索結果の提供の差止めは、表現の自由を保障する憲法21条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容することができると解するのが相当である。」 そして、最高裁昭和61年6月11日大法廷判決（民集40巻4号872頁。以下「最高裁昭和61年判決」という。）は、「公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものであって、本件検索結果の提供という表現行為とは異なるものの、」「本件検索結果において摘示された本件摘示事実は、公共の利害に関する事実であるから、その点で、本件検索結果の削除請求については、最高裁昭和61年判決が判示する要件が基本的に妥当するものといえる。」 「以上の事情を総合考慮すると、Xの名誉毀損を理由とする人格権に基づく本件検索結果の削除請求、すなわち、公共の利害に関する事実である本件摘示事実に係る表現行為の差止請求については、本件摘示事実による表現行為が専ら公益を図る目的のものでないことが明らかであるか、又は、本件摘示事実が真実でないことが明らかであって、かつ、被害者であるXが重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合には、上記の表現行為の価値がXの名誉に劣後するということができ、有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから、上記のような要件を具備するときに限って、これが許されると解するのが相当である。」	（第1審） 東京地裁平成30年1月31日判決・D1-Law2826355 （上告審）最高裁令和元年7月16日決定・28273301
15 [9] [2]	大阪高裁令和元年5月24日判決・D1-Law28274531 4533	プライバシー、名誉毀損、検索結果、差止請求権の基準、仮処分と本案訴訟、元暴力団構成員、明らか	元暴力団構成員であり、全国的に事業を展開する会社の代表取締役等を務めるXが、Y（グーグル）の提供する検索サービスにおいて、Xの氏名を入力して検索を行うと、暴力団構成員であったことや恐喝事件、同和利権問題に関与していたことが記載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋が提供されることが、Xの人格権としてのプライバシー権及び名誉権を侵害するものであると主張して、人格権に基づき当該検索結果の削除を請求するとともに、削除しないことについて不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	抗告棄却（削除否定）	○プライバシー権：最高裁平成28年（許）第45号同29年1月31日第三小法廷決定・民集71巻1号63頁（以下「平成29年決定」という。）の基準を引用した上、「検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、検索事業者の表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約であるともいえる（平成29年決定）。この趣旨からすれば、当該事実を公表されない法的利益がURL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を単に上回るのみならず、それが明らかな程度にまで至っていることが必要であるというべきである。このことは、仮処分事件であっても、本案事件であっても、異なるところはない。」 ○名誉権：「最高裁昭和61年6月11日判決・民集40巻4号872頁は、公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等に関する出版物の販売等の事前差止めを求めた事案において、表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合には、名誉権に基づき差止めをすることができると判示した。昭和61年判決は、当該事案における表現行為が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等という表現の自由の根幹に関わる類型のものであり、かつ、出版物の事前差止めという極めて強度の制約を求めるものであったため、厳格な差止要件を定立したものと解されるものの、表現の自由につき、その内容によって差がつけられるのかも疑問である。」 「検索事業者による検索結果の提供は、利用者がインターネットを通じて情報発信をしたり情報収集をしたりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤としての役割を果たしているから、検索事業者による検索結果の提供が違法とされ、その削除を余儀なくされることとなれば、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約となる。」 また、弁論の全趣旨によれば、本件検索結果の表示は、既存の記事等についての検索結果を表示するものであって、本件検索結果の基準日である平成30年12月7日より前にも同様の検索をしていれば同様の検索結果が得られていたと推認することができるから、本件検索結果の削除は事前差止めには該当しないというべきである。しかし、本件検索結果の削除が認められれば、今後は同様の検索結果を得られなくなるから、事前差止めほどではなくとも相当程度に強度な制約を表現行為に対して及ぼすこととなり、その限度で、インターネット情報流通の基盤としての情報検索に対する制限を及ぼすこととなる。 そうすると、人格権としての名誉権に基づき検索事業者による検索結果の削除を求めることができるのは、昭和61年判決に準じて、検索結果の提供が専ら公益を図るものでないことが明らかであるか、当該検索結果に係る事実が真実ではないことが明らかであって、かつ、被害者が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合に限られるというべきであり、その主張及び立証の責任は被害者が負うというべきである。」	（第1審） 大阪地裁平成30年7月26日判決・D1-Law28274531 （上告審）最高裁令和2年6月22日決定・28283881

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
18 [9] [2] [4] [5]	徳島地裁令和2年2月17日判決・D1-Law28280788	名誉毀損①、動画サイト上の投稿、差止請求権の基準、明らか	Xら（化学会社・その従業員）が、Y法人の運営する動画サイト（ユーチューブ）において氏名不詳者によって投稿された動画のタイトル及び動画の紹介記事が、Xの名誉・信用を毀損するものであると主張して、Yに対し、人格権に基づき、当該動画等の削除を求めるとともに、発信者情報の開示を請求した事案。	請求一部認容（削除肯定）	「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償又は名誉回復のための処分を求めることができるほか、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和56年（オ）第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照）。したがって、インターネット上の動画投稿サイトに投稿された動画等により自己の名誉を違法に侵害された者は、上記動画等の削除権限を有する当該動画投稿サイトの管理者に対し、人格権としての名誉権に基づき、当該動画等の削除を請求することができるものと解される。 もっとも、投稿動画等の削除は、一旦投稿された動画等を事後的に削除する点で事前差止めの場合とは異なるとはいえ、削除後の当該動画等による情報の流通が遮断される点で投稿者の表現の自由や閲覧者の知る自由を相当程度制約するものであり、また、通常、動画投稿サイトの管理者は当該動画等の内容には関知していないことから、違法性阻却事由を立証することは事実上困難であるといえる。そうすると、インターネット上の投稿動画等が、違法に名誉を侵害するものとして削除されるべきものであるか否かを判断するに際しては、上記の事情を十分に考慮すべきであるから、人格権としての名誉権に基づき動画投稿サイト管理者に対する当該動画等の削除を求めることができるのは、それが専ら公益を図る目的のものでないことが明らかであるか、当該動画等によって摘示された事実が真実ではないことが明らかであって、かつ、被害者が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合に限られるというべきである。」	
23 [10] [2] [4] [5]	東京地裁平成30年8月8日判決・D1-Law29053631	名誉毀損②、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	Xら（不動産会社・その役員等）が、Yにおいて管理するウェブページに掲載された投稿記事が、Xらの名誉、信用等を害すると主張して、Yに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めた事案。 記事の内容は、Xらが「巨額の脱税をし」、「脱税の指南をし」、「反社会的勢力である」かのように受け取られるというもの。	請求認容（削除肯定）	（※本件記事がXらの社会的評価を低下させるものであることを認定した上で）「Xらは、いずれも私企業ないし私人であるところ、その経済活動に係る情報が必ずしも公共性のある事実ということとはできないことに加え、本件全証拠によっても、本件記事で指摘された事情が公益を図る目的でなされたとか、その指摘された事実が真実性があるといえる程度に具体的な資料に基づいてなされたことをうかがわせる事情を認めることはできない。そうすると、本件記事の掲載に係る正当性を認めることもできない。 以上からすれば、Xらは、Yに対し、その人格権に基づき、本件記事及び本件ウェブサイト中の本件記事に係る題名部分の削除を求めることができる。」	
24 [10] [2] [4] [5]	東京高裁平成30年7月12日判決・D1-Law28263992	名誉毀損③、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準、明らか	X（清算中の医療法人）が、Yにおいて管理するウェブサイト上の投稿記事により、Xの人格権（名誉権）が侵害されたと主張して、Yに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めた事案。	控訴棄却（削除肯定）	「Xは、人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求に基づき、本件ウェブサイトの削除を求めるところ、人格権としての名誉権は、物権と同様に排他性を有するから、差止請求権が認められるためには、投稿者の故意、過失等の主観的要件は不要であり、〈1〉名誉が違法に侵害されていること、〈2〉名誉権の侵害によって、金銭による損害賠償のみでは、回復困難な損害が生じることが要件とされるというべきである。そして、名誉権が侵害されているかどうか、すなわち、ある表現が社会的評価を低下させるかどうかについては、一般読者の普通の注意と読み方を基準として判断するべきである。 もっとも、Xの人格権としての名誉権を侵害する事実が摘示されていても、当該事実が、〈1〉公共の利害に関する事実に関するもので、〈2〉もっぱら公益を図る目的に出たもので、〈3〉摘示された事実が真実であるときは、名誉権の侵害についての違法性が阻却される結果、投稿者は、削除義務を免れる。また、特定の事実を基礎とする意見ないし論評による名誉権侵害の場合には、〈3〉に代えて、〈4〉表明に係る内容が人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評の域を超えたものではなく、かつ、〈5〉意見等の前提としている事実の重要な部分が真実であるときに、同様に違法性が阻却されるというべきである（なお、本件においては、投稿記事の内容が、本件医療訴訟の確定判決の認定に反する事実である限り、投稿者において、その内容が真実と信じたことが相当であるということは考えられないが、仮にそのようなことがあったとしても、投稿者の責任が阻却されるに留まるので、Xの削除請求に対する抗弁事由とはなり得ない。）。」	（第1審） 東京地裁立 川支部平成 29年12 月13日判 決・D1- Law282 63994

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
27 [10] [2] [4] [5]	東京地裁平成30年6月28日判決・D1-Law29050392	名誉毀損④，ウェブサイト上の投稿記事，差止請求権の基準	X（投稿記事において総会屋とされた者）が，Y（ヤフー）において運営・管理するサービス内で提供されている掲示板に投稿された投稿記事がXの名誉と信用を毀損すると主張して，Yに対し，人格権としての名誉権に基づき，本件投稿記事の削除を求めた事案。	請求認容（削除肯定）	（※名誉毀損による不法行為の成立を認定した上で）「本件投稿記事は，全体として，Xの名誉を毀損し，人格権を侵害するものであるにもかかわらず，その削除を求めることができないとすれば，Xの人格権が侵害される状態が今後も継続することとなるから，Xの名誉回復のための必要最小限の手段として本件投稿記事を削除する必要性が認められる。 他方，Yは，前記認定事実記載のとおり，本件掲示板を管理・運営する者として本件投稿記事について削除措置を講ずることのできる地位にある。 これらの事情に照らせば，Xに対する権利侵害の状態を速やかに止めるために，Xとしては，本件掲示板を管理・運営するYに対して本件投稿記事の削除を請求することができるというべきである。」	
31 [11] [3] [4] [5]	東京地裁平成31年4月24日判決・D1-Law28273432	名誉毀損⑤，アイデンティティ権，ブログサービスの投稿記事，差止請求権の基準	X（音楽関係の団体）が，Y（一般利用者向けのブログサービスを提供する法人）において提供し管理運営しているブログサービスにおいて掲載された投稿記事の内容が，Xのアイデンティティ権を侵害し又は名誉を毀損していると主張して，Yに対し，人格権に基づき，当該ブログ自体の削除を求めた事案。	請求認容（削除肯定）	「前記2でみたところによれば，本件記事の掲載は，Xの名誉を毀損する違法なものであることが明らかであるといわなければならない，併せて，前記2（3）でみたところによれば，本件記事が掲載されたブログは，本件記事を作成し掲載した者がのみこれを利用して記事を掲載することができる一方で，Xがこれを利用することはできない状況にあることが認められ，このような事実を鑑みると，Xは，Yに対し，人格権に基づき，本件記事の削除はもとより，このような記事が掲載されたブログそのものの削除も請求することができる」と解される。」	
17 [9] [3] [5] [6]	東京地裁平成30年10月23日判決・D1-Law29052176	名誉毀損⑥，肖像権，ブログサービスの投稿記事，差止請求権の基準，明らか	X（サイエンスライター）が，Yにおいて運営するブログにYが投稿したXに関する記事によって，Xの名誉が毀損されたと主張して，Yに対し，人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めた事案。	請求認容（削除肯定）	「名誉を違法に侵害された者は，人格権としての名誉権に基づき，加害者に対し，現に行われている侵害行為の差止めを求めることができるのであって（最高裁判所昭和56年（オ）第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照），Xは，Yに対し，このような名誉権に基づく妨害排除請求権として，インターネット上の名誉毀損記事の削除を請求することができる」と解される。 そして，Xが削除を求める本件記載が名誉権を侵害するものであることが明らかであるとき，すなわち，本件記載が原告の社会的評価を低下させることが明らかであり，かつ，本件記載が公共の利害に関する事実と当たらないことが明らかであるか又は本件記載において摘示された事実が真実でないことが明らかであるときは，Xは，Yに対し，これらの記事の削除を求めることができると解される。」	
19 [10] [3] [5]	東京裁平成29年11月8日決定・D1-Law28260798	名誉毀損⑦，ウェブサイト上の投稿記事，差止請求権の基準	Xが，Y法人（日本貿易振興機構）において作成・運営するウェブサイト上に掲載された報告書によって，Xの名誉が毀損されたと主張して，Y法人に対し，人格権に基づき当該報告書の削除を求めるとともに，不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。 中国での日本企業における「営業秘密流出を含む全体の流れにXが主体的に関与している旨を摘示」したことが問題とされている。	請求一部認容（削除否定）	「Xは，人格権侵害を理由として，本件報告書が削除されるべきである旨主張する。しかし，人格権侵害に基づいて，ウェブサイト上の記事等の削除が認められるためには，少なくとも，その表現内容が公共の利害に関するものではないこと又は専ら公益を図るものでないことのいずれかが必要であると解されるところ，本件記述が，公共の利害に関するものであり，かつ，専ら公益を図る目的でされたことは前記認定のとおりであるから，Xの人格権侵害を理由とする本件報告書の削除請求は理由がない。」 （※なお，本件は，事実が真実であることを認めることはできず，事実を信じるにつき相当な理由があるともいえないとして，名誉毀損の成立を認め，損害賠償請求は認容した。）	
20 [10] [3] [5] [16] [29]	東京地裁令和2年2月27日判決・D1-Law29059232	名誉毀損⑧，プライバシー⑤，SNSの投稿記事，差止請求権の基準，明らか	日本IBMの従業員であったXが，かつて交際していたYによりSNSや電子掲示板に投稿された記事によって，Xの名誉権やプライバシーが侵害されたと主張して，Yに対し，人格権に基づき本件アカウント及び当該投稿記事の削除を求めるとともに，不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（削除肯定）	「その投稿は，公共の利害に関する事実に係るものとはいえず，専ら公益を図る目的に出たものともいえないというべきである。また，その投稿は，Xの同意が認められたり受忍限度の範囲内といえたり他の法益が優越したりするものともいえないというべきである。 このため，本件記事は，Xの名誉権やプライバシーを侵害するものといえる。」 「本件記事の摘示する事実を公表されないXの名誉権やプライバシーが当該事実を公表するYの表現の自由に優越することは，前記のとおり，明らかである。 また，本件アカウントは，X等の男性から独身と偽られたり精神的肉体的なDVを受けたりした女性被害者の会を立ち上げ，参加者を募っていること等を訴える記事が大量に投稿されているから，記事を個別に削除するだけでは権利の救済として不十分であり，上記アカウント自体がXの名誉権やプライバシーを明白に侵害するものといえる。」 「したがって，Xは，Yに対し，本件アカウントと本件記事の削除請求権を有している。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
21 [10] [3] [5]	東京地裁令和2年12月21日判決・D1-Law28290544	名誉毀損⑨、パブリシティ権、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	芸能人であるXが、出版社であるYにおいて、Xが私立大学に裏口入学をしたこと等を内容とする記事をインターネットウェブサイト上で配信したことが、Xの名誉を毀損すると主張して、Yに対し、人格権に基づき当該記事の削除を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「本件各記事等の内容は、Xの社会的評価を看過できない程度に低下させるものというべきであって、Xの名誉を毀損するものと言わざるを得ない。したがって、被告が本件各記事等を作成し掲載した行為は、Xに対する名誉毀損行為に該当するといふべきである。」 本件各記事等に記載された内容が依存する「コンサルタントの陳述の信用性を具体的に認めるに足りる客観的な証拠も見当たらないものであり、その内容が真実であることの証明があったとはいえない。」さらに、「本件経営コンサルタントの陳述を真実である信じるとき相当な理由があったとは認められないものといふべきである。」 「前記のとおり、本件記事は、Xの名誉権を違法に侵害するものであるといえるから、Xは、Yに対し、人格権としての名誉権に基づく侵害差止請求として、本件記事の削除を請求することができるというべきである。」	
22 [10] [3] [5]	東京地裁平成29年10月17日・判決D1-Law29037915	名誉毀損⑩、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	Xら（印刷会社・その役員）が、X会社の元従業員であるYに対し、Yがインターネット上に投稿した記事により、X会社らの名誉等が侵害されたと主張して、Yに対し、人格権に基づき投稿記事の削除を請求するとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「以上によれば、本件投稿記事は、いずれも、Xらの名誉を毀損するものである。また、本件においては、その違法性等を阻却するに足りる事情についての具体的な主張、立証はない。よって、本件投稿記事の削除を求めるXらの請求には理由がある。」	
25 [10] [3] [5] [6]	東京高裁平成30年1月17日判決・D1-Law28260878	名誉毀損⑪、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	Xら（NPO法人・その代表者）が、Yにおいてウェブサイト上に投稿した投稿記事によってXの名誉が毀損されたと主張して、Yに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	控訴棄却 (削除否定)	（※名誉毀損による不法行為の成立を認定した上で）「本件各投稿行為の回数、態様、本件各投稿記事の内容のほか、Yは原判決が言い渡された後も、これらの記事と同趣旨の投稿を繰り返していることからすれば、Yが任意に本件各投稿記事を削除することは期待し得ないこと、本件各投稿記事は、いずれもXの名誉を毀損するものであるから、Yに保障された表現の自由の観点から見ても、保護されるべき要請は極めて乏しいことなどからすると、違法性の程度は決して軽視し得るものではなく、Xの名誉を回復するためには、Yに対し、金銭賠償を命じるほか、本件各投稿記事の抹消を命じる必要性が高いといわざるを得ない。したがって、Xらの抹消請求は、いずれも理由がある。」	（第1審） 東京地裁平成29年7月19日判決・D1-Law28260876
16 [9] [10] [3] [5]	東京地裁令和元年10月18日判決・D1-Law29056397	名誉毀損⑫、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	Xら（医学部設置大学・その理事長）が、Y法人において運営する会員制の有料情報サイトにおいてY法人らが掲載した投稿記事が、Xの名誉を棄損すると主張して、Yに対し、名誉権による妨害排除請求権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	（※名誉毀損による不法行為の成立を認定した上で）「本件各記事が掲載及び公表され続ける限り、Xらに対して無形の損害が生ずるものであって、これによるXらの権利の侵害を防止するため、本件各記事の削除を命ずることが相当である。」	
26 [10] [3] [5]	東京地裁平成30年11月30日判決・D1-Law29052934	名誉毀損⑬、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	X（資格試験予備校の元講師）が、Yら（ジャーナリズムコンテンツを提供・販売するY会社・その代表者Y）の運営するインターネット上のニュースサイトに掲載された投稿記事が、Xの名誉を毀損すると主張して、Y会社に対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに、Yらに対し、不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「前判示のとおり、本件記事は、Xの名誉を毀損するものであるところ、Y会社は、本件サイトの運営主体として、本件サイトに本件記事を掲載したものであるから、民法709条及び710条に基づき、Xに対し、本件記事の掲載によりXが被った損害を賠償する責任を負う。そして、Xは、本件記事の掲載により、なおも継続して名誉を毀損されているものであるから、人格権に基づく妨害排除請求権に基づき、本件サイトの運営主体であるY会社に対し、本件記事の削除を求めることができるものといふべきである。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
28 [10] [3] [5] [6]	東京地裁平成30年6月19日判決・D1-Law28270331	名誉毀損⑫, ウェブサイト上の投稿, 差止請求権の基準	X(覚醒剤の罪で逮捕された元プロ野球選手と交際していたことがある)が, Y1(出版会社)の管理するウェブサイト及びY2(ノンフィクション作家)の管理するウェブサイトに掲載された, Y2執筆による投稿記事が, Xの名誉を毀損すると主張して, Yらに対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに, 不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。 記事の中には, Xが覚醒剤の使用, 譲受け及び譲渡という犯罪を行っていることを摘示するものがある。	請求一部認容 (削除肯定)	(※名誉毀損による不法行為の成立を認定した上で)「上記3のとおり, 本件訂正後記事がXの社会的評価を低下させるものであり, これがインターネット上のY1のウェブサイト及びY2ウェブサイト誰でも閲覧することができるものであることからすると, Xの名誉毀損状態は継続していると認められ, これを止める必要があるといえる。これについて, Yらは, Y2がY2ウェブサイトから本件訂正後記事を削除したことを示す報告書を提出するものの, Y2の供述及び証拠も併せると, 上記ウェブサイトから本件訂正後記事が完全に削除されたとは認められない。したがって, XのYらに対する本件訂正後記事の抹消請求には, いずれも理由がある。」	
39 [17] [4] [5] [6] [16] [20]	東京地裁令和2年3月13日判決・D1-Law29060007	名誉毀損⑫, プライバシー⑦, 肖像権, インターネット上の投稿, 差止請求権の基準, 明らか	X(不動産投資等の会社の元代表者)が, Y1(新聞社の社主を名乗りブログを運営する者)において運営するウェブサイトにY1が投稿したXに関する記事やXを被写体とする画像が, Xの人格権(名誉権, プライバシー権, 肖像権)を侵害すると主張して, Y1ら(前記新聞社の社員等)に対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに, 不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「1 争点(1)(X記事, X画像の掲載によるXの権利侵害とその違法性阻却等)についての検討 (中略) (3) 次に, X画像の掲載によるXの権利侵害とその違法性阻却等について検討する。 証拠によれば, X画像の本件サイト, 本件新聞への掲載につき, Y1が事前に又は事後にXの承諾を得ていなかったことが認められる(X画像中, Xの意思に基づき他のサイトに掲載された画像が流用されたものが含まれていたとしても, Xの名誉毀損を構成するような本件サイトへの流用をXが黙示的にせよ承諾していたとは考え難いから, 上記認定を左右する事情であるとはいえない。)。そして, 複数の会社で代表取締役の地位にあるXが債権者の申立てに係る破産手続開始の決定を受けたことがあるとしても, それだけでXが公人に準ずる地位にある人物であるなどと評価することはできず, 他にこれを認めるに足りる証拠はない。そして, 私人にすぎないXを被写体とするX画像を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量しても, 前者が後者に優越することは明らかであるから, X画像の掲載はY1の故意又は過失によりXのプライバシー権, 肖像権を違法に侵害するものであって, Y1の不法行為が成立するというべきである。」 「4 争点(4)(原告記事, 原告画像の削除の可否)についての検討 前提事実, 上記1で認定した事実によれば, Y1が, Y訴訟代理人弁護士の勧めもあって, 先行仮処分決定(前提事実(5))に基づくことなく, 任意に本件サイトに掲載されていたX記事, X画像の相当部分を削除したことが認められる。もっとも, 本判決主文第2項(1)ないし(4)のX記事, X画像については, Yらがこれを削除したことを認めるに足りる証拠はないから, 依然として掲載されており, Xの人格権(名誉権, プライバシー権, 肖像権)を侵害し続けているものといわざるを得ないから, これらの掲載に関与したYらに対し, その削除を命ずるのが相当である。」	
30 [11] [4] [5]	東京地裁平成30年1月30日判決・D1-Law29049080	名誉毀損⑬, ウェブサイト上の投稿記事, 差止請求権の基準	X(人材派遣会社創業者)が, Y1(右翼団体の主催者)において運営するウェブサイト上にY1が掲載した投稿記事によって, Xの名誉・信用が毀損されたと主張して, Y1に対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を請求するとともに, Y1ら(前記団体の関係者)に対し, 不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	(※名誉毀損による不法行為の成立を認定した上で)「本件ブログ記事及び本件サイト記事のうち, Xの名誉・信用を違法に侵害する部分は, 前記1(2)のとおり, 別紙5「削除箇所目録」記載の部分であり, Xの名誉を回復するための措置として, 同部分を削除する必要があるから, Xの記事の削除請求はこの限度において理由がある。 本件ブログ記事及び本件サイト記事のその他の部分については, Xの名誉・信用を毀損するものではないから, Xの削除請求のうち, これらに係る部分については, いずれも理由がない。」	
32 [11] [4] [5]	東京地裁令和元年9月12日判決・D1-Law29056802	名誉毀損⑭, 検索結果, 差止請求権の基準	X(会社の元代表者)が, Y(同会社の元従業員)においてインターネット上に投稿した記事が, Xの名誉を毀損していると主張して, Yに対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに, 不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	(※当該投稿記事によるXの社会的評価の低下を認定した上で)「以上によれば, Yによる投稿記事は, 摘示された事実が真実でないことが明らかであり, また, 専ら公益を図る目的でされたものであると認めることはできないから, 違法性は阻却されない。」 「よって, Xの請求は主文第1項(※損害賠償の支払い)及び第2項(※投稿記事の削除)の限度で理由があるからこれをいずれも認容する。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
33 [11] [4] [5]	東京地裁令和元年8月28日判決・D1-Law29055976	名誉毀損⑭, ウェブサイト上の投稿記事, 差止請求権の基準	X(ペット用サプリメント販売会社)が, Y(ペット関連のブロガー)においてブログに投稿した記事によりXの名誉・信用が著しく毀損されたと主張して, Yに対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに, 不法行為に基づき, 損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	(※当該投稿記事によるXの社会的評価の低下を認定した上で)「本件各記事は、上記1のとおり、「Xは薬効のない本件商品を犬の7種類の癌と腎不全、てんかんに効くかのように虚偽の宣伝広告をして販売している」との事実を流布するものと認められるところ、このような事実が真実であることを認めるに足りる証拠はない。」「よって、Xの請求は、不法行為に基づく損害賠償金140万円及びこれに対する不法行為後である平成30年5月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払、並びに名誉毀損に基づく本件各記事の削除を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却する」	
34 [11] [4] [5] [6]	東京地裁平成30年12月4日判決・D1-Law29051312	名誉毀損⑮, ウェブサイト上の投稿記事, 差止請求権の基準	Xら(美容外科医院を開設する医療社団法人X1とその代表医師X2)が, Y(美容外科医)において運営するブログにYが投稿した記事が, Xの名誉・信用等を棄損すると主張して, Yに対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに, Y及びYが代表を務める医療社団法人に対し, 不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除否定)	「(1) 前記1(2)で判示したとおり, 本件記事1は, リンクの連鎖を通じて, X2に関する記事と特定可能なものであるが, 当該連鎖を経由する読者の多寡の面では, その影響は限定的なものというほかない。また, 本件記事1は, 前記1(1)イのとおり, 事実摘示〈1〉につき, 患者からの伝聞として記載しており, また, 前記1(2)イ(イ)のとおり, 事実摘示〈2〉についても, 患者の誤解の可能性を記載しているものであって, この点で, Xらの社会的評価の低下の程度は相当程度緩和されるものと認められる。 (2) これに加え, Xら提出の証拠によっても, X医院の来院者等が, 本件記事1の掲載後に具体的な影響を受けたものとは直ちに認め難いことを併せ考えると, 本件記事1に起因するX2の精神的損害及びX1の信用棄損に係る損害は, 金銭に評価して, それぞれ5万円をもって相当と認める。 (3) また, Xらは, 本件記事1について謝罪文の掲載を請求するが, 前記(1)及び(2)で述べたところによれば, Xらの名誉回復のため, 損害賠償に加えて, 謝罪広告又は本件記事2の削除の必要性があるものとはいえず, 上記請求は理由がない。」	
35 [11] [4] [5] [6]	東京地裁平成30年10月5日判決・D1-Law29051926	名誉毀損⑯, ウェブサイト上の投稿記事, 差止請求権の基準	X(元衆議院議員)が, Y(Xの後援会名簿の管理等を行っていた者)においてウェブサイト上にした投稿記事によって, Xの名誉が侵害されたと主張して, Yに対し, 人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに, 不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除否定)	(※名誉毀損による不法行為の成立を認定した上で)「上記の判示のとおり, 本件各投稿は読み手に真実と受け取られる可能性が高いとはいえず, Xの名誉を毀損する部分はその一部に限られること, 本件訴訟の判決を受けた後も, YがXに対する名誉毀損を続ける具体的危険があるとはまでは認められないことからすると, Yの各ブログのうち, 投稿(1)及び(8)ないし(10)の記事が削除されなくとも, 金銭賠償によってXの精神的苦痛が十分に軽減されると考えられるため, 金銭賠償に加えてこれらの投稿の削除を命じるまでの必要性があると認めることはできない。」	
36 [11] [4] [5] [6]	東京地裁令和元年6月28日判決・D1-Law29057241	名誉毀損⑰, ウェブサイト上の投稿記事, 差止請求権の基準, 明らか	X(一般女性)が, Y(Xの元友人であり, 漫画家)において描いた, Xをモデルとした女性キャラクターFが登場する漫画がXの社会的評価を低下させるものであり, Yが本件漫画をウェブサイト上に掲載したことは, Xの名誉を毀損すると主張して, Yに対し, 人格権に基づき, 本件漫画のウェブサイトからの削除及び一切の方法による公表の差止めを求めるとともに, 不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容 (削除肯定)	「(1) 人の品性, 徳行, 名声, 信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は, 人格権としての名誉権に基づき, 加害者に対し, 現に行われている侵害行為を排除し, 又は将来生ずべき侵害を予防するため, 侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である(最高裁判所昭和56年(オ)第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁)。 どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは, 侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ, 予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして, 侵害行為が明らかに予想され, その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり, かつ, その回復を事後に図ることが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである(最高裁平成13年(オ)第851号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民集第207号243頁参照)。 (2) 本件漫画は, 現在, B, C, D及びEにおいて, 閲覧可能な状態にあり, 前判示のとおり, 本件漫画の掲載による原告の社会的評価の低下が限定的なものにとどまるとしても, この状態を放置すれば, 新たにFと原告を同定し得る者が本件漫画の読者となることにより, 原告の社会的評価が更に低下するおそれが認められる。他方, 被告は, いったん公開した本件漫画について, これを原告の法益を侵害してまでウェブサイトに掲載し続ける必要性は, 特段うかがわれず, また, 被告において自ら掲載した本件漫画をウェブサイトから削除することは, それほど困難なことではない。 そうすると, B, C, D及びEに掲載された第1話, 第4話, 第7話, 第8話及び第10話～第14話については, 現に行われている侵害行為を排除するために, これを削除するものとするのが相当である。 したがって, 原告は, 被告に対し, B, C, D及びEに掲載された第1話, 第4話, 第7話, 第8話及び第10話～第14話の削除を求めることができるが, その余の削除を求めることはできない。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
37 [17] [4] [5] [6] [20]	東京地裁平成26年3月4日判決・判時2225号83頁・D1-Law28223254	名誉毀損⑩、肖像権、プライバシー権、ウェブサイト上の投稿、差止請求権の基準	Xら（日経新聞社、代表者X1、従業員X2）が、Y（文藝春秋社）において管理するウェブサイトYが掲載した投稿記事によって肖像権、プライバシー権を侵害され、名誉を毀損されたと主張して、Yに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに、Yら（文藝春秋社、代表者、週刊誌発行人及び編集者）に対し、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（削除肯定）	「Y会社は、原告X2の承諾を得ることなく、本件写真を撮影し、これを本件雑誌1、2及び本件ウェブサイトに掲載したものである。そして、本件写真は、本件各記事を併せて読むことにより、X2を写したものであると特定することは可能と認められること、本件写真は、原告日経新聞社の社長であるX1と「ただならぬ関係」（不適切な男女関係）にある女性として掲載されていることを考えると、X2のみならず、一般的に言っても、そのような位置付けで自らの写真が公開されることを望まないことは明らかである。 他方、上記のような写真であっても、正当な報道目的等のためにこれを公開する公益的な理由が上回る場合には、その掲載行為は社会的に是認された行為として不法行為法上違法とされないこともあると解されるが、本件に関していえば、X1とX2の男女関係は、その証明がないのみならず、これを真実と信じるについての相当の理由さえないことは上記のとおりであって、本件各記事の意図した問題提起（X1によるX2との男女関係に基づく情実人事、原告日経新聞社のコンプライアンスの不十分さ）の正当性は、既に否定されているといわざるを得ない。X2において、そのような誤報というべき記事のために、自らの写真が公開されることを受忍しなければならない理由はなく、本件写真の公開について、被告会社は、X2に対し、肖像権ないしプライバシー権侵害の不法行為責任を負うというべきである。」 （※このほか、Yの、X1に対する名誉毀損の不法行為責任を認めた上で） 「これまでの認定判断によれば、X1及びX2がそれぞれ求めている本件ウェブ記事等の削除請求は、人格権に基づく妨害排除請求として理由がある。」	（控訴審） 東京高裁平成26年7月18日判決・D1-Law28223255
38 [17] [4] [5] [6] [16] [20]	東京地裁令和2年2月26日判決・D1-Law29059204	名誉毀損⑩、プライバシー⑥、肖像権、ブログサービス上の投稿記事、差止請求権の基準	X（投資・運用会社の従業員）が、Y1（新聞社の社主を名乗りブログを運営する者）において運営するブログにY1が投稿した記事がXの名誉権、プライバシー権及び肖像権を侵害したと主張して、Y1ら（Y1及び前記新聞社の編集者等）に対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（削除肯定）	「6 争点3（本件ブログ及び本件新聞による肖像権侵害の成否）について （1） 判断枠組み 人の肖像は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される（最高裁平成15年（受）第281号同17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁参照）。もっとも、肖像の利用が時事報道等の正当な表現行為等として許されるべき場合もあるのであり、肖像の利用が違法となるかどうかは、利用の目的や態様、必要性等を総合考慮して、人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。 （2） 本件ブログ及び本件新聞は、XがB'の偽装破産に関与したこと、XがD物件の転売禁止条項の潜脱行為をしたことなどを追及する一連の記事の中で、別紙3のとおり、Xの容ぼうを撮影した画像を掲載したものである。 そして、前記4のとおり、上記各事実が真実であるとは認められず、それらが真実であると信じたことについて相当の理由があるとも認められないことからすると、Xの肖像を使用することについても正当な理由や目的があるとは認め難い。 したがって、本件ブログ及び本件新聞におけるXの肖像の使用は、社会通念上受忍すべき限度を超えてXの人格的利益を侵害するものであり、不法行為に当たるといべきである。」 「9 争点6（削除請求の可否）について （1） 前記1～6で判示したところによれば、Xは、人格権に基づき、別紙1の1の「表現」欄記載の各表現（前記1でXの主張を排斥したものを除く。）、本件各投書等画像（前記2でXの主張を排斥したものを除く。）、別紙2の2の番号4～15の各画像及び別紙3の番号3の画像の削除を求めるとことができると解するのが相当である。 （2） 被告Y1は、本件ブログの運営者であり、被告Y3は、本件ブログに記事を掲載する作業を行っていた時期があり、現在も本件ブログが利用するサーバーの契約者であることを考慮すると、被告Y1及び被告Y3は、前記（1）の表現等の削除義務を負うというべきである。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
8 [7] [15] [16]	東京高裁平成30年7月2日判決・D1-Law28263456	プライバシー①、破産情報、検索結果、ブログサービスの投稿記事、差止請求権の基準、明らか	X（破産会社の代取であった者）が、Y会社（ヤフー）において管理運営するインターネットブログサービスに、Xが代表取締役を務める会社が破産手続開始決定を受けたことなどが記載された記事が投稿されていること、同じくY会社において管理運営するネット検索エンジンのウェブサイトにおいて、Xの氏名で検索すると、同記事に係るURL等情報が表示され、その抜粋としてXが代表取締役を務める会社が破産手続開始決定を受けた事実が記載されていることが、Xの人格権（プライバシー）を侵害するものであると主張して、Y会社に対し、当該記事及び当該検索結果の削除を請求するとともに、発信者情報開示請求をした事案。	控訴棄却（削除否定）	○検索結果の削除 （※最高裁平成29年1月31日第三小法廷決定・民集71巻1号63頁（29年最決）を引用し、本件に係る諸事情を検討した上、）「以上の検討を踏まえれば、本件事実は、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する事実を含むものではあるが、本件事実は、Xが代表取締役を務める本件会社が破産手続開始決定を受けたという本件会社に利害関係を有する者やXと取引関係に入ろうとする者が正当に関心を持つべき、公共の利害に関する事項であり、官報や登記簿に掲載されてだれでも見ることができるといえる秘匿性の低い事項であるといえ、本件事実を知られることによりXの被る被害は受忍することができないとはいえない精神的苦痛のみであって、それ以外の具体的被害は想定できないといえ、本件記事の目的は公共の利益に資するものであるといえる。以上の諸事情に照らすと、本件記事がXの氏名を条件とした場合に上位の検索結果として出現し、本件事実の伝達される範囲は必ずしも厳格には限定されていないこと、本件会社の破産手続終結から約6年が経過していることなどの事情を考慮しても、本件記事のURL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情より、Xの本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」 ○ブログサービス記事の削除 「プライバシーに属する事実を含む記事の掲載等については、その事実を公表されない法的利益とその記事を公表する理由に関する諸事情とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合には、違法と評価されるものと解するのが相当である（最高裁平成12年（受）第1335号同15年3月14日第二小法廷判決・民集57巻3号229頁参照）。」	第1審（東京地方裁判所平成29年11月13日判決/D1-Law29046066）
5 [7] [15] [16] [29]	東京高裁令和2年6月8日決定・D1-Law28283592	プライバシー②、前科等、SNS（ツイッター）の投稿記事、差止請求権の基準、明らか	X（強姦致傷事件で逮捕され、その後、嫌疑不十分を理由として不起訴処分とされた者）が、事業者Yにおいて管理運営する短文投稿サイトに投稿された、Xの逮捕に関する記事が、Xのプライバシーを侵害すると主張して、Yに対し、人格権に基づき、当該投稿記事の削除の仮処分を求めた事案。	原決定取消（削除肯定）	「個人のプライバシーをみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるものである。他方、Yは、インターネット上で短文の投稿を受け付け、これを広くインターネットを利用する公衆に閲覧させるサービスを提供する事業者であるところ、このようなサービスは、公衆がインターネット上において情報を発信したり、入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤としての役割を果たしているといえる。そして、Yが投稿記事を一般の閲覧に供する行為が違法とされ、その削除を余儀なくされる場合には、Yによる提供を通じて上記サービスが情報流通の基盤としての役割を果たすことが制約されることになり、ひいては公衆による情報の発信や入手にも制約が及ぶことになる。 このようなYによる上記サービスの提供行為の性質等を踏まえると、本件サイトのようなインターネット上のウェブサイトにおいて、ある者のプライバシーに属する事実を含む投稿記事を一般の閲覧に供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記投稿記事の目的や意義、上記投稿記事が記載された時の社会的状況とその後の変化、上記投稿記事において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該事実を情報として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、Yに対し、当該投稿記事を削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
6 [7] [15] [16]	東京高裁令和2年6月29日判決（東京地裁令和元年10月11日判決の控訴審）・判タ1477号44頁・判時2462号14頁・D1-Law28282177	プライバシー②、前科等、SNS（ツイッター）の投稿記事、差止請求権の基準、明らか	Xが、Yにおいて管理運営するSNS（ツイッター）に投稿された、Xの逮捕に関する報道機関の記事を転載するなどした投稿記事が、Xの前科等を公表されない利益や社会生活の平穏を害されない利益に係る人格権を侵害すると主張して、Yに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を請求した事案。	原判決一部取消（削除否定）	「Yは、インターネット上のウェブサイトであるツイッターを管理運営し、一般のユーザーからの短文の投稿記事を受け付け、この短文の投稿記事を広く一般のユーザーに閲覧させるサービスを提供している。全世界におけるツイッターへの月間アクセス数は約39億回（平成29年6月当時）であって、全世界で6番目にアクセス数が多いウェブサイトである。一般の私人のほか、米国の現職大統領をはじめとして、各界の著名人、官公庁、民間企業も、ツイッターを利用して情報発信を行い、これを受信する者も非常に多数にのぼる。ツイッターには検索機能が付加されており、利用者が検索ワードを入力すると、投稿記事の中からこれらに対応するものが検索結果として表示される。この検索機能は、公衆がツイッター上の膨大な量の投稿記事の中から必要なもの入手することを支援し、ひいては投稿者による投稿行為の情報発信力も高めるものである。そうすると、ツイッターは、その検索機能と併せて、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしているといえることができる。ツイッターに投稿された記事の削除を命じることは、ツイッター上の記事の投稿及び閲覧並びに付属の検索機能を通じて果たされている、インターネット上の情報流通の基盤としての役割に対する制約となる。 そうすると、プライバシーに属す事実を含む投稿記事を、ツイッター上に表示し、一般の閲覧に供する行為が違法か否かは、当該事実の性質及び内容、当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、当該投稿記事の目的や意義、当該投稿記事が掲載された時の社会的状況とその後の変化、当該記事において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と各投稿記事を一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきものである。そして、Yに対して、ツイッター上の投稿記事の削除を求めることができるのは、比較衡量の結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合に限られると解するのが相当である。」	
7 [7] [15] [16]	札幌地裁令和3年1月13日決定・D1-Law28290468	プライバシー②、名誉毀損、前科等、動画サイトの投稿記事、差止請求権の基準、明らか	X（教え子に対する傷害事件により逮捕され、その後、不起訴処分とされた塾講師）が、Yにおいて管理・運営する動画投稿サイト（YouTube）上に、「学習塾で教え子に暴力を振るって障害容疑で塾講師●●●を逮捕！」と題する動画が投稿され、公開されていることによって、Xの名誉権、プライバシー権及び更生を妨げられない権利が侵害されていると主張して、Yに対し、人格権に基づき当該動画の削除の仮処分を求めた事案。	却下（削除否定）	「本件動画サイトへの令和元年6月の全世界における月間アクセス数は約243億回であり、全世界で2番目に多いアクセス数となり、一般人のみならず、首相官邸や民間企業等が自らの情報を発信するためのチャンネルを開設し、あるいはテレビ各局等が日々のニュースに関する動画を多数投稿している」という事実によれば、「本件サイトは、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」と認められる。 「以上によれば、プライバシーに属する事実を含む本件動画を本件サイト上に表示し、一般の閲覧に供する行為が違法か否かは、最高裁平成29年1月31日第三小法廷決定（民集71巻1号63頁参照）を参考として、〈1〉当該事実の内容及び性質、〈2〉当該事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、〈3〉その者の社会的地位や影響力、〈4〉当該動画の目的や意義、〈5〉当該動画が掲載された時の社会的状況とその後の変化、〈6〉当該動画において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該動画を一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量して判断し、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、当該サイトの運営会社に対して、当該動画を削除することを求めることができると解することが相当である。 これに対し、Xは、本件動画の削除を求める本件に平成29年最決の射程は直ちに及ばず、より緩やかに認められるべきである旨主張する。しかしながら、本件は、検索事業者自身による表現行為という要素はないものの、本件サイトが、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」と認められることなどからすれば、平成29年最決の判断基準を参考に判断することが相当といえるべきである。」	
4 [7] [29] [15] [16] [29]	京都地裁平成29年4月25日判決・D1-Law28252196	プライバシー③、氏名、住所、電話番号、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準、事前差止の基準、明らか	X（私企業勤務）が、Yにおいて管理、運営する、市町村等の地域ごとに個人の氏名、住所及び電話番号が整序されて掲載され、氏名等による検索が可能なウェブサイト上に、Xの氏名、住所及び電話番号等が掲載されていることが、Xのプライバシーを法的利益とする人格権を侵害するものであると主張して、Yに対し、人格権に基づきXの氏名等の削除及びXの氏名等の掲載の事前差止を請求するとともに、不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（削除肯定）	「プライバシーが法的保護に値するのは、その開示が私生活上の平穏を害するおそれがあるからである。そうすると、プライバシーがプライバシーを開示する行為がいつでも違法となるわけではなく、開示されるプライバシーの性質、開示による不利益の程度、開示の相手方、開示の方法及び開示の状況を総合考慮して、推定的な同意があるといえるか、受任限度の範囲内か、公益の優越が認められるかを検討し、これらが認められない場合にその違法性を肯定すべきである。 「ウェブサイト上プライバシーが開示されている場合、これを公開されない法的利益とこれを公開する法的利益とを比較衡量し、前者が優越することが明らかな場合には、これらの情報の削除を求めることができる」といえるべきである。 「Yがその違法行為を行うおそれがある場合、Xはプライバシーを法的利益とする人格権に基づき、その差止めを求めることができる。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
60 [16]	東京地裁令和2年6月9日判決・D1-Law29060494	プライバシー④、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	X会社（美術工芸の販売及び輸出等を目的とする会社）らが、X会社や関連会社を相手方とする訴訟の訴訟代理人を務める弁護士であるYに対し、Yにおいて運営する弁護士事務所ホームページにXらの名誉、信用、プライバシーを侵害する内容の記事を掲載していると主張して、「削除対象文言目録」記載の文言の削除を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（削除肯定）	「(ア) 個人の私的領域に属する事柄については、それが一般に知られておらず、かつ、一般人の感受性を基準にして公表を欲しな いと認められる場合には、当該個人は、それについてみだりに公表されない法的保護に値する利益（プライバシー）を有するものといえる。 個人の氏名は、当該個人を他人から識別し、特定する機能を有し、当該個人の人格の象徴であるといえることはできるが、直ちに氏名のみが前記プライバシーに該当するということではない。氏名のみならず、その他の情報と相まって、これが公表されることにより、個人の私生活上の平穩が害される場合にプライバシーの侵害が認められるというべきである。 (イ) （中略） これらの記載につき、一般の閲覧者の通常の注意及び読み方によって閲覧した場合、閲覧者は、X2及びX3は、違法な勧誘方法等によって絵画を販売していた法人の代表者であり、民事訴訟において、各法人とともに損害賠償を命じられる敗訴判決を受けたとの認識を有するに至るものといえる。 民事訴訟の被告として訴えを提起されたこと及びその訴訟で自己が代表者である法人が組織的に法に反する勧誘方法を用いた取引をし、これらの法人とともに賠償をすべき旨の判決の宣告を受けたことは、個人の私的領域に属し、当該法人が大企業でなければ通常一般に知られておらず、一般人の感受性を基準にして公表を欲しない事項であるといえるからプライバシーに属するといえ、X2及びX3の氏名の明記を伴う本件記事は、両Xのプライバシーを侵害するものといえる。 (中略) (ウ) よって、本件記事から、プライバシー侵害を理由として、X2及びX3の氏名の削除を求める請求は理由がある。」 「(ア) 不法行為が成立する前提となる違法性は、被侵害利益の性質と侵害態様との相関関係によって判断されるものであるから、プライバシー侵害に違法性が認められるかは、開示されたプライバシーの性質、開示によって生じる不利益、開示の態様等を総合的に考慮して判断すべきといえる。 (イ) （中略） (ウ) したがって、本件記事の掲載が損害賠償を要するようなプライバシー侵害を生じる違法な不法行為であるとまでは評価することはできないから、X2及びX3の慰謝料の支払いを求める請求は理由がない。」	
1 [3] [16] [18]	東京地裁平成27年6月16日判決・D1-Law29022044	名誉毀損、名誉感情、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の根拠	Xが、Yにおいて開設したウェブサイト上にYが掲載した投稿記事が、Xの名誉又は名誉感情を毀損するものであると主張して、Yに対し、損害賠償請求をするとともに、名誉権又は人格権に基づき当該投稿記事の削除を請求した事案。	請求認容（削除肯定）	「Xは、Yに対し、別紙記事目録1ないし6記載の各文言の削除を求めているところ、上記各文言は侮辱的なものであり、Xの名誉感情を社会通念上看過し得ない程度に侵害する違法な行為に当たるとはすでに示したとおりであるが、これらが削除されない限り、Xに継続して損害が生じることが予想される。 したがって、Xは、Yに対し、人格権に基づき別紙記事目録1ないし6記載の各文言の削除を求めることができる。」	
2 [3] [18]	東京地裁平成28年10月12日・判決D1-Law29021299	名誉毀損、名誉感情、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の根拠	Xら（学習塾経営会社・その代表者）が、Y法人において運営するインターネット上の電子掲示板サイトに掲載された投稿記事が、Xの名誉又は名誉感情を毀損すると主張して、Y法人に対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除を請求した事案。	請求認容（削除肯定）	「上記投稿記事については、Xらの客観的な社会的評価を低下させ、又は名誉感情を侵害するものであり、かつ、Xに重大で回復困難な損害が生じるおそれがあると認められるから、Xの人格権に基づく削除請求を認めるべきである。」	
40 [22]	大阪地裁令和2年9月18日判決・判例秘書L07551157	なりすまし、氏名権、差止請求権の基準	X（整骨院Aに通院していた者）が、口コミサイト上の投稿記事はXになりすました者により投稿されたと主張して、Y（同口コミサイトを設置、管理及び運営している法人）に対し、人格権に基づき本件投稿記事の削除を求めるとともに、Yが本件投稿記事を削除しなかったことについて、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（削除肯定）	「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものといえるべきであるから、人は、その氏名を他人に冒用されない権利を有するところ、かかる権利は、不法行為上、強固なものとして保護されると解される（最高裁昭和63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁参照）。 そして、Yの規約においても、禁止及び制限される不適切な投稿として、「なりすまし」による投稿を例として挙げており、禁止及び制限される「なりすまし」から例外として特に除外されるものは想定されていないことも踏まえると、第三者に氏名を冒用された者は、人格権を違法に侵害されたものとして、人格権に基づき、現に存在する侵害行為を排除するためにかかる投稿の削除を求めるとことができると解すべきである。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
41 [24]	仙台地裁平成7年12月7日判決・判タ901号153頁・D1-Law28010286	氏名権	郵政省職員であったXが、郵政省職員に対するネームプレートの着用義務付けは、氏名権、プライバシー権及び思想・良心の自由を侵害するものであると主張して、国に対し、損害賠償請求をした事案。	請求棄却	「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であるから、各個人は、氏名を表示するかしないかを決定する法律上の利益を有するものであり、これを氏名権と称するかはともかく、何ら正当な理由がないのに氏名の表示を強制された場合には、不法行為が成立する場合もあるというべきであろう。そして、右正当な理由の有無は、氏名表示の目的、必要性、氏名表示の態様、氏名を表示することによる不利益の程度を総合して判断すべきである。」	
42 [24]	大阪地裁平成8年7月17日判決・判タ929号176頁・D1-Law28011305	氏名権	郵政省職員であるXらが、郵政省職員における氏名札の着用義務の履行を拒否したところ、訓告処分を受けるなどしたことが、Xのプライバシー権、人格権侵害であると主張して、国に対し、損害賠償請求をするとともに、郵便局長らに対し、氏名札着用の職務命令等の差し止め等を請求した事案。	請求棄却	「人格権との関係についてであるが、氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し、特定する機能を有し、戸籍に記載された公証力のある名称として、各人が保有することが義務づけられているものであるが、反面、これを個人の側からみれば、氏名が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であるとの面を有することもまた否定できない。そして、人がその意思に反して氏名を公表されたような場合には、精神的平穏が害されるなどの弊害が生じることが容易に推測できることに鑑みれば、人は、自らの氏名を公表するかどうかを決定する法律上の利益を有するというべきであり、これを氏名権と称するかどうかはともかくとして、何ら正当な理由もなく、氏名の表示を強制された場合には、人格権の侵害として、その個人に対する不法行為が成立する余地があることは否定できない。」	
43 [24]	さいたま地裁平成29年10月3日決定・判時2378号22頁・D1-Law28011305	なりすまし、アイデンティティ権、アカウント全体の削除、差止請求権の基準	X（若手起業家として知られる著名人）が、第三者によって、元AV女優である別人と同一人物であるかのように装ったツイッターのアカウントを開設されて、名誉権を侵害されたと主張して、Y（ツイッター社）に対し、人格権に基づき当該アカウント全体の削除の仮処分を請求した事案。	請求認容（削除肯定）	「以上のとおり、本件アカウントは、アカウント名、プロフィール欄の記載、ヘッダ画像及び投稿記事の全てにおいて、Xが本件アカウントを開設したかのように装い偽った上で、閲覧者に対し、Xが元AV女優であって、投稿した画像のアダルトビデオに出演しているかのような印象を与え、かつ、Xがそのような画像を投稿したかのような印象を与えることを目的として開設され表現がされたものと認められる。 このように外形的にみても、本件アカウントは、アカウント全体が、どの構成部分をとってみても、Xの人格権を侵害することのみを目的として、明らかな不法行為を行う内容の表現である。 このようなアカウント全体が不法行為を目的とすることが明白であり、これにより重大な権利侵害がされている場合には、権利救済のためにアカウント全体の削除をすることが真にやむを得ないものというべきであり、例外的にアカウント全体の削除を求めることができると解するのが相当である。このような不法行為のみを目的として他人を偽るアカウントが削除されたとしても、本件アカウントの保有者としては、別に正当なアカウントを開設することが何ら妨げられるものではない。」	
44 [25] [30]	大阪地裁平成28年2月8日判決・判時2313号73頁・D1-Law28242361	なりすまし、アイデンティティ権、肖像権、差止請求権の基準	X（SNS利用者）が、第三者によって行われた、Xになりすましたインターネット上の掲示板への投稿により、アイデンティティ権、プライバシー権ないし肖像権を侵害され、又は、名誉を毀損されたと主張して、Y（同第三者にインターネットサービスを提供した事業者）に対し、発信者情報の開示を求めた事案。	請求棄却	「Xのいうアイデンティティ権とは、他者との関係において人格的同一性を保持する利益をいい、社会生活における人格的生存に不可欠な権利であって、憲法一三条後段の幸福追求権ないしは人格権から導き出されるものであるとする。 確かに、他者との関係において人格的同一性を保持することは人格的生存に不可欠である。名誉毀損、プライバシー権侵害及び肖像権侵害に当たらない類型のなりすまし行為が行われた場合であっても、例えば、なりすまし行為によって本人以外の別人格が構築され、そのような別人格の言動が本人の言動であると他者に受け止められるほどに通用性を持つことにより、なりすまされた者が平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるほどに精神的苦痛を受けたような場合には、名誉やプライバシー権とは別に、「他者との関係において人格的同一性を保持する利益」という意味でのアイデンティティ権の侵害が問題となりうると解される。 しかし、「他者との関係において人格的同一性を保持する利益」が認められるとしても、どのような場合であれば許容限度を超えた人格的同一性侵害となるかについて、現時点で明確な共通認識が形成されているとは言い難いことに加え、なりすまし行為の効果及び影響は、なりすまし行為の相手方となりすまされた者との関係、氏名、ハンドルネーム及びID等なりすまし行為で使用された個人を特定する名称、記号等の性質、顔写真の使用の有無及びなりすまし行為が行われた媒体等の性質等なりすまし行為の手段及び方法、なりすまし行為の具体的な内容などの諸要素によって異なることからすれば、どのような場合に損害賠償の対象となるような人格的同一性を害するなりすまし行為が行われたかを判断することは容易なことではなく、その判断は慎重であるべきである。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
45 [25]	大阪地裁平成29年8月30日判決・判タ1445号202頁・判時2364号58頁・D1-Law28253192	なりすまし、 アイデンティティ権	X（SNS利用者）が、Y（個人）においてXになりすまして行った、インターネット上の掲示板への第三者を罵倒するような投稿が、Xの名誉権、プライバシー権、肖像権及びアイデンティティ権を侵害すると主張して、Yに対し、不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求認容	「個人が、自己同一性を保持することは人格的生存の前提となる行為であり、社会生活の中で自己実現を図ることも人格的生存の重要な要素であるから、他者との関係における人格的同一性を保持することも、人格的生存に不可欠というべきである。したがって、他者から見た人格の同一性に関する利益も不法行為法上保護される人格的な利益になり得ると解される。 もっとも、他者から見た人格の同一性に関する利益の内容、外縁は必ずしも明確ではなく、氏名や肖像を冒用されない権利・利益とは異なり、その性質上不法行為法上の利益として十分に強固なものとはいえないから、他者から見た人格の同一性が偽られたからといって直ちに不法行為が成立すると解すべきではなく、なりすましの意図・動機、なりすましの方法・態様、なりすまされた者がなりすましによって受ける不利益の有無・程度等を総合考慮して、その人格の同一性に関する利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものかどうかを判断して、当該行為が違法性を有するか否かを決すべきである。」 （※名誉権、肖像権侵害による不法行為責任を認定し、アイデンティティ権侵害は否定。）	
46 [27]	東京高裁昭和54年3月14日判決・判タ387号63頁・判時918号21頁・D1-Law27423242	敬愛追慕の情	死者の名誉を害するような事実について記述された部分のある小説（「落日燃ゆ」）の出版により、死者の甥であるXが精神的苦痛を被ったとして、執筆者であるYに対し、不法行為に基づき損害賠償請求をした事案。	請求棄却	「故人に対する遺族の敬愛追慕の情も一種の人格的法益としてこれを保護すべきものであるから、これを違法に侵害する行為は不法行為を構成するものといえよう。もつとも、死者に対する遺族の敬愛追慕の情は死の直後に最も強く、その後時の経過とともに軽減して行くものであることも一般に認めうところであり、他面死者に関する事実も時の経過とともにいわば歴史的事実へと移行して行くものということができるので、年月を経るに従い、歴史的事実探求の自由あるいは表現の自由への配慮が優位に立つに至ると考えるべきである。 本件のような場合、行為の違法性の判断にあたり考慮されるべき事項は必ずしも単純でなく、被侵害法益と侵害行為の両面からその態様を較量してこれを決せざるを得ないが、その判断にあたっては、当然に時の経過に伴う前判示の事情を斟酌すべきである。」	
47 [27]	東京地裁平成23年6月15日判決・判時2123号47頁・D1-Law28173456	敬愛追慕の情	Xが、Yら（新聞社、後記ウェブサイトの運営会社）において、Xの亡夫であるAに関して、その社会的評価を低下させるような記事（いわゆるロス疑惑の記事）をウェブサイト上に掲載するとともに、Aが逮捕連行される姿の撮影された写真を同ウェブサイト上に掲載した行為により、XのAに対する敬愛追慕の情を侵害され、精神的苦痛を被ったなどと主張して、Yらに対し、不法行為に基づき損害賠償を求めた事案。	請求認容	「死者の名誉を毀損し、これにより遺族の死者に対する敬愛追慕の情を、その受忍限度を超えて侵害したときは、当該遺族に対する不法行為を構成するものと解するのが相当であり、死者の名誉を毀損する行為が遺族の死者に対する敬愛追慕の情を受忍限度を超えて侵害するものであるか否かについては、当該行為の行われた時期（死亡後の期間）、死者と遺族との関係等のほか、当該行為の目的、態様や、摘示事実の性質、これが真実（又は虚偽）であるか否か、当該行為をした者が真実であると信ずるについて相当な理由があったか否か、当該行為による名誉毀損の程度等の諸事情を総合考慮して判断すべきである。したがって、死者の名誉を毀損する行為が不法行為となるのは、必ずしも虚偽の事実を摘示して死者の名誉を毀損した場合に限られるものではないというべきである。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
48 [29]	札幌地裁令和元年12月12日・判例時報2440号89頁・D1-Law28280522	プライバシー、前科等、検索結果、差止請求権の基準	X（強姦事件で逮捕され、その後、嫌疑不十分を理由として不起訴処分とされた者）が、Y（グーグル）において管理運営する検索サイトにおいて、検索結果として、Xが逮捕された事実等の内容が書き込まれたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋が表示されることが、Xのプライバシー侵害であると主張して、Yに対し、人格権に基づきURL等情報の削除を請求するとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（削除肯定）	「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は法的保護の対象となるものであるが、他方、検索事業者による検索結果の提供は、検索事業者自身による表現行為という側面を有するとともに、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そうすると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきものであり、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。（以上につき、平成29年最決）」 「Xは、本件被疑事件について、平成▲年▲月▲日に嫌疑不十分を理由として不起訴処分となり、釈放された後一度も取調べを受けることがないまま、7年以上が経過しているのであって、このような本件被疑事件の捜査経過に鑑みれば、Xが真実本件被疑事実に係る行為を行ったと認めるに足りる十分な証拠があるとは到底考え難いし、公訴時効は完成していないものの（刑事訴訟法250条2項3号）、今後本件被疑事実について起訴がされる現実的な可能性は既に事実上なくなっているといえることができる。そうすると、ある被疑事実について、刑事裁判手続が進行している場合や有罪判決がされた場合と比して、本件事実を公衆に知らせたとしても、公共の利益増進のために批判や評価がされる可能性は小さく、社会における正当な関心事として、これを公表する社会的意義は乏しくなっているといえることができる。また、本件被疑事実に係る行為は、▲▲の過程で行われたものでも、▲▲たる地位を利用して行われたものでもないし、Xは、▲▲であるという以上に、格別に強い影響力を有するものともいえない。さらに、Xが本件被疑事実で逮捕・勾留されてから7年以上が経過していることも考慮すれば、本件口頭弁論終結時において、本件検索結果の表示を維持する社会的必要性は低いといえることができる。」 「これまで検討したところによれば、現時点において本件検索結果の表示を維持する社会的必要性は低く、他方で、本件検索結果が表示されることによるXの具体的被害の程度は大きいことが認められる。そうすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限定的であることや、さらに性犯罪が厳罰化され、性暴力被害についての被害者の意識に変化が生じているという社会情勢にあることが認められるとしても、本件検索結果の表示を維持する必要性よりも本件事実を公表されないXの法的利益が優越することは明らかである。したがって、XはYに対して本件検索結果の削除を求めることができるというべきである。」	
49 [29]	東京地裁平成28年12月27日判決・D1-Law29020727	名誉、プライバシー、公共性、ウェブサイト上の投稿記事、差止請求権の基準	X（社会保険労務士及び行政書士であり、労働法のセミナーや講演を行う者）が、Y（社会保険労務士で、Xのセミナー受講者）においてそのブログに投稿した記事によって名誉権及びプライバシー権が侵害されるとともに名誉感情が害されたと主張して、Yに対し、人格権に基づき当該投稿記事の削除及び掲載の差止めを求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容（差止肯定）	「プライバシー権を侵害する事実の摘示がされた場合であっても、当然に不法行為となるものではなく、その事柄を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合にのみ不法行為が成立するものと解するのが相当である（最高裁平成元年（オ）第1649号平成6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁、最高裁平成12年（受）1335号平成15年3月14日第二小法廷・民集57巻3号229頁）。 そこで検討するに、前記1(2)イと同様に、Yの主張する諸事情に照らしても、Yが本件ブログで行った一連の記事の掲載の目的が専ら公益を図ることにあったとは認められない上、上記各記事が摘示する婚姻関係や妻以外の女性との愛人関係及び愛人関係のある女性との間に婚外子がいるといった事実は、Yが主張するXの社会的活動と無関係の事柄であることからすると、上記各記事が摘示する事実を公表する利益よりも、これを公表されないXの利益が優越するものというべきである。」 （※Yの名誉毀損、プライバシー侵害、名誉感情侵害による不法行為責任を認定したが、削除請求の対象となる記事をYにおいて削除済みであることから、削除の必要性がないことは明らかとして、削除請求は棄却した。）	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
50 [30]	新潟地裁平成28年9月30日判決・判時2338号86頁・D1-Law28243811	肖像権、SNS（ツイッター）の投稿記事、インターネット上の投稿画像の無断転載	X（乳児）が、氏名不詳者（「本件発信者」という。）において行ったツイッターへの投稿（Xの親がツイッター上に投稿していたXの画像を無断で添付したものであり、本件発信者の孫である「B」が、デモに連れて行かれて熱中症で死亡したという内容の投稿）が、Xの肖像権を侵害するものであると主張して、プロバイダYに対し、発信者情報の開示を求めるとともに、Yが任意にこれらの情報を開示しないことによって損害を被ったと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容	「(1) 人は、みだりに自己の容姿を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有し、また、自己の容姿をみだりに公表されない人格的利益も有しているから（最高裁昭和40年（あ）第1187号昭和44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625ページ，最高裁平成15年（受）第281号平成17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428ページ），このような人格的利益を違法に侵害された者は損害賠償を求めることができる。また、プロバイダ責任制限法4条1項1号所定の「明らか」とは、権利の侵害がなされたことが明白であり、不法行為などの成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことを意味すると解される。」 「上記(1)のとおり、何人も自己の容貌や姿態を撮影されたり、公表されない利益を有しているのだから、Xの承諾を得ないで、上記で認定した記載のある本件記事に添付して本件画像をツイッターで公開する（言い換えると、上記のとおり多数の閲覧者がリツイートできるようにする）ことは、Xの肖像権を侵害するとみるのが相当である。Yは、本件画像はすでにウェブサービスで公開されていたのであるから、本件記事に添付して本件画像を公開することは、Xの肖像権を侵害するものではないと主張する。しかし、人格価値を表し、人格と密接に結びついた肖像の利用は、被撮影者の意思に委ねられるべきであり、ウェブサービスで本件画像が公開されていたからといって、このことから直ちにその方法に限定なく本件画像を公開できるとか、本件画像の公開について被撮影者であるXが包括的ないし黙示的に承諾していたとみることはできない。本件画像を添付した本件記事は、閲覧者をして、本件画像の被撮影者が本件発信者の孫である「B」であって、「B」はデモに連れて行かれて熱中症で死亡したと想起させるものであり、一般人であれば、自分の画像を死亡した他人として公開されることを包括的ないし黙示的に承諾するとは考え難い。このことは本件画像を公開した本件発信者においても容易に認識できたはずである。したがって、本件画像がすでにウェブサービスで公開されていたことを根拠とするYの主張は採用できない。」	
51 [30]	東京地裁平成30年3月8日判決D1-Law29049719	肖像権、SNS（ツイッター）の投稿記事、インターネット上の投稿画像の無断転載	X（宗教法人の代表役員）が、氏名不詳者において、Xの氏名・肖像画像を使用してXになりすまして行った「ツイッター」への投稿が、Xの肖像権などの権利を明白に侵害するものであるとして、プロバイダであるYに対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求認容	「人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないことのみならず、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されないことについて、法律上保護されるべき人格的利益を有すると解するのが相当である（最高裁昭和40年（あ）第1187号同44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁，最高裁平成15年（受）第281号同17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁参照）。そして、これらの行為が不法行為法上違法となるか否かは、上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍すべき限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。 そこで検討するに、本件画像は、XのオフィシャルWEBサイトに使用されている写真画像と同じ写真を用いたものであり、Xの肖像であると認められる。 そして、上記(1)で認定したとおり、本件アカウントは、Xの通称名を冒用するものである上、「その他お仕事のご依頼はDMまで。」という本件投稿の記載からは、氏名不詳者がXを装って業務を受注し、不法に経済的利益を得ることを意図していることもうかがわれる。このように、本件アカウントは、アカウント開設の目的そのものから極めて悪質性が高いと認められるところ、本件画像は、本件投稿の内容と相まって、氏名不詳者がXを装う手段として用いられているものであり、Xはこのような形で自らの肖像を使用することを許諾していないことからすると、本件アカウントにおける本件画像の使用が、Xにおいて社会生活上受忍すべき限度を超えるものであり、Xの肖像権を違法に侵害するものであることは明らかである。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
52 [30]	東京地裁令和2年3月17日判決・D1-Law29060125	肖像権、インターネット上の投稿記事、インターネット上の投稿画像の無断転載	X（Eという名前でコスプレイヤーとして活動する女性）が、氏名不詳者においてインターネット上の電子掲示板に書き込んだ投稿によって、Xの名誉ないし名誉感情、プライバシーが毀損されたと主張して、プロバイダであるYに対し、発信者情報の開示を求めた事案。	請求認容	「人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される」 「証拠によれば、Xは、C上に自らこれらの画像を投稿して、一般の閲覧に供していることを認めることができる。したがって、Xは、これらの画像自体の公表についての肖像権を放棄しているとは可能である。しかし、証拠によれば、本件記事のスレッドタイトルは、「（自慢話ばかり）E（ウザイ）」というものであり、投稿内容として、「自演中のEさん、何を焦ってるんですか？今までの自分を振り替えてくださいw」、「一度あなたと合わせして凄く嫌な目に遭わされた女より」との記載が、Xの容姿を現す画像へのリンクの部分には、「ご尊顔」、「加工無しのご体形」との表示がそれぞれされていることを認めることができる。このように、これらの画像へのリンク表示は、Xを嘲笑ないし揶揄する表現とともに記載されているから、このような表示とともに本件各画像が閲覧可能となるリンクの添付については、本件各画像がXにより公表されているとしても、Xの承諾があるとはいえず、このような態様によるリンクの添付がされることについてまでXの肖像権の放棄がされているともいえない。したがって、Yが主張するような肖像権の放棄がされているとはいえないから、本件記事1によるXの肖像権侵害を認めることができる。」 「よって、本件記事1については、肖像権侵害に限り、権利侵害の明白性を認めることができる。」	
53 [30]	東京地裁令和元年6月26日判決・D1-Law29057268	肖像権、インターネット上の投稿記事、インターネット上の投稿画像の無断転載	X（一般人女性）が、氏名不詳者においてYの提供するインターネット接続サービスを経由してインターネット上の掲示板に投稿した記事（XにおいてE上に投稿していたXの写真を無断で使用したものや、Xがホストと肉体関係にあるかのような内容のもの）によりXの人格権（肖像、プライバシー、名誉感情）が侵害されたと主張して、Yに対し、発信者情報の開示を求めた事案	請求認容	「本件投稿1に投稿された写真がもともとXによりEに投稿された写真を転載したものであったとしても、上記E上の投稿と本件スレッド上の投稿とではその投稿を実際に閲覧しようとする者の範囲が大きく異なり、事実上限定された範囲の閲覧者が想定されるにすぎない前者への投稿がX自身によって行われたからといって、より広い範囲の閲覧者が想定される後者へ転載することまでXが承諾していたとは考え難いから、本件スレッド上に上記写真をXに無断で転載することがXの肖像権を侵害することは明らかである。」	
54 [31]	東京地誌平成13年9月5日判決・判時1773号104頁・D1-Law28062410	肖像権、オフライン（雑誌記事）、雑誌掲載写真の無断転載	Xら（テレビ局、同局アナウンサー）が、Y（出版社）において、出版している週刊誌Aに、Xが学生時代にランジェリーパブに勤務していたとの虚偽の記事を掲載するとともに、新聞各紙に同記事について触れたAの広告を掲載して、Xらの名誉等を毀損し、さらにYの出版する雑誌A及び同Bに、Xの水着姿を写した写真をXに無断で掲載し、Xの肖像権を侵害したと主張して、Yに対し、名誉毀損につき、Xらに対する慰謝料等の支払及び謝罪広告の掲載を、肖像権の侵害につき、Xに対する慰謝料等の支払を請求した事案。	請求一部認容	「人は、一人の人格として尊重されるため、およそ自己の容姿をみだりに撮影され、それを公表されない権利を有しているものであり、仮にそのような権利を肖像権と呼ぶとすれば、当該人の承諾なくその容姿を撮影した写真を雑誌に掲載し、これを広く社会に公表することは、その肖像権の侵害に当たるものである。」 「しかしながら、肖像権を放棄し、自らの写真を雑誌等に公表することを承諾するか否かを判断する上で、当該写真の公表の目的、態様、時期等の当該企画の内容は、極めて重要な要素であり、人が自らの写真を公表することにつき承諾を与えるとしても、それは、その前提となった条件の下での公表を承諾したにすぎないものというべきである。したがって、公表者において、承諾者が承諾を与えた前記諸条件と異なる目的、態様、時期による公表をするには、改めて承諾者の承諾を得ることを要するものというべきであり、公表自体についての承諾があれば、その公表の態様等に違いがあっても、肖像権の侵害にはならないとするYの主張は失当である。」 （※投稿記事によるXに対する名誉毀損及び肖像権侵害を認め（X会社に対する名誉毀損は否定。）、Xの請求を認容。）	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
55 [31]	東京地裁平成18年5月23日判決・判タ1257号181頁・判時1961号72頁・D1-Law28111577	肖像権、オフライン（雑誌記事）、雑誌掲載写真の無断転載	「X」としてアダルトビデオ女優、著作活動及びテレビタレント等としての活動をしていたXが、出版社であるYに対し、Yの発行している雑誌において、YがXのプライバシーないし名誉感情を侵害する記事及び肖像権等を侵害する写真を掲載したことはXに対する不法行為を構成するとして、損害賠償請求をした事案。	請求一部認容	「人はおよそ自己の容姿をみだりに撮影され、それを公表されない権利である肖像権を有しており、特に本件第1写真のように女性が入縁関係にある異性と寄り添いながら脇毛を見せるという仕草をしている写真や、同第2写真Aのように、下着姿で股を開き、脇毛を見せている写真は、一般的には羞恥心を伴うものであり、その公表により精神的苦痛を受ける可能性が高いといえる。したがって、本人が一度その撮影及び公表に同意した場合においても、本人の同意の範囲の判断に当たっては、慎重に解釈すべきであり、その同意の範囲を超えたものについては、人格的利益を侵害する違法な行為であると評価すべきである。 前記(1)のとおり、Xは、本件第1写真については、Y雑誌の対談記事に掲載すること、また、本件第2写真Aについては、当時発売されたビデオの販売促進のためマスコミに対して配布するという説明を受け、その前提のもとに撮影に同意していることが認められる。しかし、それ以上にどの範囲で上記写真を再使用することを許諾していたかについては、これを明記した書面等の存在が認められないので、当該使用が承諾の範囲内にあるか否かについては、その使用の形態、使用された媒体、使用された時期などを考慮しながら決するほかない。」 ○第1写真：「脇毛を見せるというポーズは、一般の女性が通常好んで見せるようなものではないが、Xの場合は、アダルトビデオ女優及びテレビタレントとしてマスコミにおいて人気を博していた時代に、脇毛を売り物としていて、広くXのイメージとして定着していたものであること、脇毛の点を除いてはD'とともに写った通常の肖像写真であること、前記のとおり、本件第1写真は、Y週刊誌に掲載するために、Y週刊誌担当カメラマンによって撮影されたものであり、Yに著作権が帰属することからみて、XとしてもYによる再使用を予期し得なかったとまではいえない。また、前記第3、1(2)及び(3)のとおり、Xが平成6年6月以降アダルトビデオ女優ないしタレントとしての活動の一切を停止し、上記写真が掲載された当時には一般人としての生活を継続していたとしても「X」についての正当な範囲内での紹介、論評まで拒否することはできないと考えられる。以上の点を考慮すると、被告による本件第1写真の再使用について原告の承諾が及ばず、違法になるとまで解することはできない。 ○第2写真A：「脇毛を見せているにとどまらず、下着姿で股を開いている姿勢を撮影しているという点で、より羞恥心を高める度合いが大きいこと、前記のとおり、上記写真の撮影時には当時発売されたビデオ「SMばいの好き」の宣伝用にマスコミに対して配布するという説明であり、Xにおいてこの目的を超えて将来にわたりXの姿を紹介する写真として使用することを予期していたとまでは認め難いこと、上記写真が掲載された当時、Xは、一般人としての生活をしていなかったことからすれば、撮影の後10年以上が経過した本件第1雑誌発刊時に本件第2写真Aがビデオの宣伝という範囲を超えて上記雑誌に掲載されることは、Xによる従前の同意の範囲外にあるというべきである。したがって、本件第2写真Aの掲載は、Xの人格的利益を違法に侵害する不法行為に当たる。」	
56 [32]	東京地裁平成30年9月27日判決・D1-Law28265196	肖像権、被撮影者の同意	X（ツイッター利用者）が、Y（ツイッター利用者）で、オフ会でXと面識を持ち、その後Xと直接の交流を行うに至り、互いに氏名・住所を知る関係にある者）においてXが被写体となっている写真1点をXに無断で複製して「ツイッター」に投稿したことが、Xの当該写真に係る著作権（複製権及び公衆送信権）、肖像権及びプライバシー権を侵害すると主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求をするとともに、著作権使用料相当額の支払を請求した事案。	請求一部認容	「本件写真のみからは被写体の向き等により被写体の女性がXであると認定することはできない。（被告もこの点を前提に、自らが原告を特定する言動をしていないことによりプライバシー権侵害が成立しない旨を主張するようである。）。しかし、前記前提事実(1)及び証拠によれば、XとYは、ツイッター上で知り合い、オフ会として開催された仲間内の飲み会で面識を持っていたこと、Xのツイッターのプロフィール画像には平成29年9月頃まで1年以上にわたりXの写真（甲2）が使用されていたことが認められ、これらの事実からすれば、X及びYのツイッター仲間は、アカウント名「D」がX、アカウント名「F」がYであることを認識していたものと認められる。そして、証拠によれば、本件写真がアップロードされたYのツイッター上には、本件Y行為以前、XのツイートやXを擁護する第三者（アカウント名「K」）のツイートが引用され、これに対するYのコメントがツイートされており、また、Yのツイート中にXのアカウント名「D」が記載されていることが認められるから、当該一連のツイートを見たXのツイッター仲間等は、当該一連のツイートXについて書かれたものであると認識することができると認められる。そうすると、アカウント名「D」がXであると知る者においては、Yのツイッター上に掲載された本件写真の被写体の女性がXであると認定することは可能であると認められる。 （中略） 以上からすれば、本件Y行為によりXのプライバシー権が侵害されたものと認められる。 さらに、肖像権と呼ぶかは別として、人は、自己の容ぼう、姿態を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益を有すると解される（最高裁判平成17年11月10日第一小法廷判決・民集59巻9号2428頁参照）ところ、本件写真は、Xの姿態が撮影されたものであり、前記(1)のとおり、被写体の女性において、その内容に照らして公開を欲しないものというべきであり、また、前記(2)のとおり、被写体の女性がXであるとの認定も可能であるから、Xの意に反してこれをツイッター上にアップロードすること（本件Y行為）は、Xの上記人格的利益を違法に侵害するものと認められる。」	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
57 [32]	東京地裁令和2年1月23日判決・D1-Law29058995	肖像権、被撮影者の同定	X1及びX2（いずれも一般私人）が、氏名等不詳の発信者によるインターネット上の匿名掲示板ウェブサイトへの投稿により権利（肖像権、名誉感情）が侵害されたと主張して、經由プロバイダであるY（ソフトバンク）に対し、発信者情報の開示を請求した事案。	請求一部認容	「（１） 本件記事1及び3から8まで 前提事実（２）によれば、本件記事1及び3から8までは、いずれも「X1」との名称の特定の人物に対して言及するものであると解されるところ、これに加え、証拠によれば、同各記事で言及されている「X1」とX1の氏名が一致していること、インターネット上の検索結果においてはX1と同姓同名の人物は存在しないことが窺われることがそれぞれ認められることに照らせば、同各記事はX1について言及するものであるというべきである。 （２） 本件記事2 証拠によれば、本件記事2の投稿者欄にはX1と同一の氏名が記載されていること、本件記事2において示された画像はX1自身の写真であること、インターネット上の検索結果においてはX1と同姓同名の人物は存在しないことが窺われることがそれぞれ認められるのであり、一般の閲覧者の通常の注意と読み方に照らせば、本件記事2はX1を対象とするものであるというべきである。 Yは、本件記事2において示された画像は小さく鮮明ではないし、X1の住所等の属性の記載がないため、同定可能性はないと主張するが、上記画像から写されている人物の顔の特徴が読み取れないとまでいうことはできないし、本件記事2の投稿者欄にはX1と同一の氏名が記載されている以上、本件記事2がX1と関係性がないとはいえず、上記被告の主張は採用することができない。 （３） 本件記事9、10 X2は、前提事実（２）によれば、本件記事9及び10については、X2と同一の氏名が記載されており、また、同各記事の内容によれば、同各記事において対象とされている者は、両腕にタトゥーがあるとか、美容師であることも記載されているところ、X2も同様の特徴を有しているのであるから、同各記事において対象とされている者とX2が同一人物であると主張し、証拠及び同人作成名義に係る陳述書はこれに沿う。しかし、X2は一般の私人にすぎず、同各記事を閲覧する一般の閲覧者の通常の注意と読み方に照らしても、上記の各事情のみから、X2と同各記事において対象とされている者が同一人物であると認めるに足りない。 （４） したがって、本件記事1から8までについてはX1との同定可能性が認められるものの、その余の記事についてはX2との同定可能性は認められない。」 （※X1に対する侮辱行為に該当することを認め、X1の請求を認容。）	
58 [32]	東京地裁平成18年3月31日判決・判タ1209号60頁・D1-Law28111539	肖像権、被撮影者の同定	著名な芸能人であるXが、Y会社において発行し、Yが編集人を務める週刊誌に掲載された記事（アダルトビデオ店内でXがアダルトビデオを物色中であったという記事や同店内にいたXを写した防犯カメラの写真）によってプライバシー権、肖像権又は肖像権類似の人格権を侵害されたとして、Y会社及びYに対し、不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容	「人は、私生活上の自由の1つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものと解される。もっとも、人の容ぼう等の撮影が正当な取材行為等として許される場合もあり、ある者の容ぼう等をその承諾なく撮影することが不法行為上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。また、人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当である（最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決・刑集23巻12号1625頁、最高裁判所平成17年11月10日第1小法廷・裁判所時報1399号15頁参照）。 そして、掲載された写真自体からはその被写体である人物の容ぼう等が肖像権侵害を訴えている当該個人の容ぼう等であることが明らかでない場合であっても、写真の説明文と併せ読むことによって読者が当該個人である旨特定できると判断される場合や読者が当該個人であると考えよう場合には、撮影により直接肖像権が侵害されたとはいえないものの、当該個人が被写体である人物本人であったか否かにかかわらず、当該個人が公表によって羞恥、困惑などの不快な感情を強いられ、精神的平穏が害されることになりはしないというべきであるから、やはり撮影により直接肖像権が侵害された場合と同様にその人格的利益を侵害するというべきである（以下、このような人格的利益を「肖像権に近接した人格的利益」という。）。」 （※Xの肖像権に近接した人格的利益の侵害を認め、また、プライバシー侵害を認め、Xの請求を一部認容。）	

番号	裁判年月日等	判断事項	事案の概要	主文	裁判所の判断内容	審級関係等
59 [34]	知財高裁平成27年8月5日判決・D1-Law28232834	パブリシティ権、肖像権、名誉感情	いずれも女性芸能人であるXらが、その肖像写真に裸の胸部のイラスト画を合成した画像を用いた記事を掲載した雑誌を出版し、販売したYら（出版社、同社の代表者ら）の行為が、Xらのパブリシティ権並びに人格権（肖像権）及び人格的利益（名誉感情）を侵害すると主張して、Yらに対し、本件雑誌の印刷、販売の差止め並びに廃棄及び不法行為に基づく損害賠償請求をした事案。	請求一部認容	○パブリシティ権 「人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有する。そして、肖像等が有する顧客吸引力を排他的に利用する権利、すなわちパブリシティ権は、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成しており、肖像等を無断で使用する行為は、〈1〉肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、〈2〉商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、〈3〉肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となる（最高裁平成21年（受）第2056号平成24年2月2日第一小法廷判決・民集66巻2号89頁）」 （※本件記事は、Xらの肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用するものとはいえず、また、専らXらの肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするものと認めることもできないとして、パブリシティ権侵害を否定した。） ○人格権及び人格的利益 「本件記事における表現の内容は、その肖像を無断で使用された女性にとっては、自らの乳房や裸体が読者の露骨な想像（妄想）の対象となるという点において、強い羞恥心や不快感を抱かせ、その自尊心を傷付けられるものであるといえることができる。さらに、本件記事は、肖像写真に乳房のイラストを合成した画像だけでなく、Xらの芸能活動に関係する性的な表現を含むコメントや、露骨な性的関心事を評価項目とするレーダーチャートが付されており、これらによって読者の1審原告らに対する性的な関心を煽り、Xらに羞恥心や不快感を抱かせるものであるといえることができる。以上によれば、本件記事は、社会通念上受忍すべき限度を超えてXらの名誉感情を不当に侵害するものであるとともに、受忍限度を超えた肖像等の使用に当たるといえるべきである。よって、本件記事を本件雑誌に掲載する行為は、Xらの人格権としての氏名権及び肖像権、並びに人格的利益としての名誉感情を違法に侵害する不法行為を構成すると認められる。」 （※損害賠償請求の一部を認容。差止め及び廃棄については、「本件雑誌を販売し、又は販売するおそれがあると認めることはできないから、差止め及び廃棄の必要性は認められない」とした1審判決のとおりとして請求棄却。）	